

介護保険における自己負担の引き上げ中止を求める意見書

厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会で2018年度からの次期介護保険制度改正において、現役並み所得者の介護保険サービスの利用負担割合を3割へと引き上げるほか、高額介護サービス費の上限額を見直し、課税世帯（一般区分）の上限額を7,200円引き上げ、4万4,400円とする案を示した。

一昨年の8月に一定以上の所得者のサービス利用料が従来の1割から2割へ引き上げられたばかりであり、本市においてもサービスを利用されている高齢者の方から負担増が生活を圧迫している、利用料負担増のためサービス利用をちゅうちょしてしまうなどの声が聞かれた。

介護保険サービスのさらなる負担増は、本市においても利用者がサービス利用を控えることで、機能低下につながるばかりでなく、利用者、家族にとって介護はなくてはならないものであり、生活そのものの崩壊につながりかねない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、国民、市民生活、特に介護保険サービス利用者の生活実態にそぐわない介護保険における自己負担の引き上げをやめるよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年3月28日

三鷹市議会議長 後藤 貴光